

春日部市総合事業に係るQ&A

令和元年9月6日更新

No.	種類	Q	A
1	利用者	第2号被保険者も事業対象者となりえるのか？	第2号被保険者は、事業対象者にはなりません。第2号被保険者は、特定疾病に起因して要介護状態等となっていることがサービスを受ける前提となるので、要支援認定を受けてから総合事業を利用することになります。
2	利用者	事業対象者の有効期間はあるのか？	有効期間という考え方はありませんので、評価の際に基本チェックリストを実施し、本人の状況を確認していただきたいと考えます。
3	利用者	事業対象者の暫定利用という考え方はあるのか？	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の適用年月日から利用できるため、暫定利用という考え方はありません。
4	利用手続	基本チェックリストに有効期間はあるのか？	有効期間はありませんが、サービス利用が実施日より3ヶ月以上経過している場合は、状況を確認する意味で再度基本チェックリストを実施していただきたいと考えます。
5	利用手続	現在、要支援の認定を受けている人については、認定の更新時に、基本チェックリストを実施するか否かを選択をするのか？	介護予防訪問・通所介護のみを利用している場合は、介護認定を更新するか基本チェックリストを実施するかについて、利用者本人の希望を聞きながら選択することになります。
6	利用手続	窓口以外でケアマネジャーが基本チェックリストを実施した場合、サービス利用開始までの流れは？	ケアマネジャーが基本チェックリストを実施する場合は、利用者の不利益にならないよう速やかに地域包括支援センターと連携を図ってください。なお、サービスの利用開始は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の適用年月日の日からになります。
7	サービス費	高額介護予防サービス費や高額医療合算介護予防サービス費はどうなるのか？	総合事業においては、市が指定した事業者が提供する訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA)及び通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA)について対象になります。
8	サービス費	総合事業も利用者負担額減額制度の対象となるのか？	総合事業においては、市が指定した事業者が提供する訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA)及び通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA)について対象になります。
9	サービス費	利用者負担は、現在の給付と同様に、一定所得以上の方は2割又は3割負担となるのか？	介護給付の利用者負担同様、総合事業においても一定所得以上の方は2割又は3割負担となります。
10	サービス費	事業対象者の利用限度額は設けないのか？	事業対象者の利用限度額は、要支援1と同額で設定しています。

No.	種類	Q	A
11	サービス費	市外の事業者だが、総合事業の実施にあたり、春日部市の指定を受けると地域加算は、春日部市の基準になるのか？	みなし指定を受けている事業者(A1・A5)は、平成30年3月31日までは事業所所在地に応じた地域単価になります。みなし指定が終了する平成30年4月1日以降については、利用者の住所地保険者の基準となりますので、春日部市の指定を受けている事業者については、市内・市外問わず春日部市の地域加算を算定することになります。 みなし指定を受けていない事業者(A2・A6)及びサービスAを実施する事業者(A3・A7)は、春日部市の地域区分となります。
12	サービス費	通所型サービスAは「送迎減算」はあるか？	「送迎減算」は設定していません。
13	サービス費	総合事業に移行した要支援1・2の方が、ホームヘルプサービスと福祉用具のレンタルを利用している場合のサービス費の請求はどのようにしたらよいか。	総合事業に移行した要支援1・2の利用者(平成29年4月1日以降要支援認定の更新をした方)に係るホームヘルプサービス又はデイサービスについては、総合事業のサービスコードで請求します。 福祉用具レンタルについては予防給付となりますので、予防給付のサービスコードで請求します。
14	サービス	通所型サービスAも送迎は必要か。	これまでの介護予防通所介護同様に、原則、送迎を実施してください。
15	サービス	訪問型サービスAのサービス提供時間は「1回あたり1時間程度」となっているが、1時間やらなければならないのか。	介護給付の生活援助に係る介護報酬単価の考え方を勘案し、訪問型サービスAのサービス提供時間は、20分以上45分未満と考えます。
16	サービス	訪問型サービスAでは大掃除など給付サービス以外のサービスも提供することになるのか？	訪問型サービスAは、人員基準を緩和するものであり、サービス内容を拡大するものではありません。 提供するサービス内容は、現行の生活援助に限ります。
17	サービス	サービスAを実施する事業所の情報をどのように得ればよいか。いつから利用できるのか？	サービスAを実施する指定事業者の情報は、指定決定通知後に市公式ホームページに掲載します。併せて地域包括支援センターに随時情報提供していきます。 市公式ホームページに掲載の「春日部市内サービス事業所一覧」をご覧ください。
18	サービス	現行相当サービス(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)とサービスAを併用して利用することはできるのか？	多様なサービスとして設定していますので、ケアマネジメントに基づき利用することは可能です。
19	サービス	訪問型サービスAにおいて、ヘルパーの専門性を活かした「共に行う家事・買い物等」を行うことはできるか。	訪問型サービスAは、現行の生活援助になりますので、身体介護を伴う専門性を活かしたサービスは、現行相当サービスを利用していきたいと考えます。

No.	種類	Q	A
20	サービス	ショートステイの利用を希望する場合は、認定の申請をすることになるのか？	定期的にショートステイを利用する等、予防給付サービスの利用を希望する場合は介護認定申請が必要となります。事業対象者の方が突発的に予防給付を利用する場合にも新たに認定申請が必要となります。
21	サービス	介護認定申請中に総合事業を暫定利用することはできるのか。	介護認定の申請中に総合事業のサービスが必要な場合は、暫定で予防プランをたてることとなります。
22	サービス	総合事業を利用している事業対象者が、要介護認定申請中に総合事業のサービスと給付サービスを暫定で利用していたが、審査の結果「要介護」となった場合はどうなるのか。	要介護者は総合事業の利用対象外となりますが、介護給付の利用開始日までは事業対象者として取り扱うことができます。このため、総合事業のサービスと給付サービスを併用した期間については、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、いずれかのサービスが自費負担となります。 事業対象者が認定により要介護となった場合は、速やかに市介護保険課地域支援担当へご連絡ください。 (介護保険最新情報Vol. 450『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案』についてのQ&Aについて]問4参照)
23	サービス	介護予防通所リハビリテーションと総合事業の介護予防通所介護相当サービスまたは通所型サービスAを併用することは可能か。	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)と介護予防通所介護(デイサービス)の併用については国が考え方を示しており、デイケアとデイサービスのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していません。総合事業においても同様の考え方となります。 (介護制度改革INFORMATIONVol. 78『平成18年4月改訂関係Q&A(Vol. 1)について]問12参照)
24	事業所指定	市外の利用者がある場合はどのような手続きとなるか。	みなし指定は全市町村に効力が及ぶため、みなし指定を受けている事業所が市外の利用者に引き続き介護予防訪問介護相当サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを実施する場合は指定申請の必要はありません。みなし指定の有効期間が終了し、総合事業の事業所として更新する場合は、 春日部市内の事業所が市外に住所を有する利用者に総合事業サービスを提供する場合、市外利用者の保険者からも事業者指定を受ける必要があります。 みなし指定を受けていない事業所については、利用者の保険者から事業者指定を受ける必要があります。
25	事業所指定	総合事業を実施しない事業所はどのようになるのか？	平成30年3月31日までは、介護予防給付での訪問・通所介護は実施できますが、 平成30年4月1日以降、総合事業に移行した利用者(要支援認定者、事業対象者)への訪問型サービス及び通所型サービスは提供できなくなります。
26	指定基準	現行の介護予防通所介護とサービスAを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で職員の割合はどのように算出すればよいのか？	サービスAの職員は含めず、現行の介護予防通所介護の職員の割合を算出してください。
27	指定基準	現行の介護予防通所介護とサービスAを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか？	サービスAは人員基準を緩和していますので、既存の基準に満たない場合は、現行相当サービスの部分が減算の対象となります。

No.	種類	Q	A
28	指定基準	通所型サービスの管理者(専従)は、他の職務を兼務することは可能か？	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務であれば、兼務が可能です。
29	指定基準	通所型サービスAは、管理者と従事者の兼務は可能か。	介護予防通所介護では、管理者と介護職員との兼務は認められていませんので、これと同様に、管理者と従事者の兼務はできません。
30	指定基準	通所型サービスAの事業所を新設したいが、非常防災設備はどの程度備えていけばよいのか？	通所型サービスAの設備基準は、①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)、②サービス提供に必要な設備・備品、となっています。しかし、他法令の基準を満たす必要がある場合もありますので事業所を新設する際は、事前に調整を行うておくことが望ましいものや所轄官庁の許可・認可を受けなければならないものがありますのでご注意ください。なお、それらの詳細については、各所轄官庁にお問い合わせください。
31	契約・運営規程等	利用者と既に交わした契約書等は、もう一度取り直す必要があるか？	契約書の内容については、当事者間で合意した内容を取り交わすものとなりますので、運営基準等をふまえ、実態を反映したサービス提供と乖離がないよう記載しておく必要があります。そのため、改めて取り交わすことが適当であると考えますが、サービス内容やその他契約内容について双方で誤解がないようであれば覚書等を取り交わす対応でも可能であると考えています。
32	契約・運営規程等	運営規程や重要事項説明書に記載の事業名称が変わる場合、運営規程を変える必要があるのか？	総合事業の開始に伴い、運営規程や重要事項説明書の事業名称の変更が必要となります。(平成29年2月7日付け春介発1524号 春日部市健康保険部介護保険課長通知参照)
33	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントはどこで行うのか？	地域包括支援センターが実施しますが、居宅介護支援事業所に一部委託することができます。
34	介護予防ケアマネジメント	要支援者が認定の更新をせずに事業対象者になった場合「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の取扱いはどうしたらよいのか？	要支援者が認定の更新をせずに事業対象者となる場合は、改めて市へ「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出が必要です。また、「介護予防ケアマネジメント」の文言を追加した契約を利用者と取り直す必要があります。
35	介護予防ケアマネジメント	利用者と地域包括支援センターとの契約はどうしたらよいのか？	「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の両方に対応できるよう、「介護予防ケアマネジメント」の文言を追加した利用契約書を取り交わす必要があります。既に要支援の認定を受けている人は、更新時期に合わせて行います。
36	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所の金額の割り振りはいくらになるか。委託を受けないという選択もできるのか？委託の上限はあるのか？	委託料の9割が居宅介護支援事業所に支払われます。委託を受けるか否かについては、今までどおり、各事業所の判断となります。国が示したガイドラインでは、委託の上限は提示されていません。予防給付の件数とは別での実施となります。(参考:介護保険最新情報Vol.450(H27.3.31)「Q&A 8頁 問5))

No.	種類	Q	A
37	住所地特例	A市の被保険者が、住所地特例で春日部市内の施設に入所し、春日部市内の事業所の総合事業を利用する場合は、その事業所はどの市の指定を受けるのか？	春日部市の総合事業の指定を受けることになります。なお、サービス費も春日部市の基準となります。